

令和4年1月12日

保護者 様

三島市教育委員会

学校の新型コロナウイルス感染症対応について

初春の候、保護者の皆様におかれましては、学校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、昨日、三島市教育委員会では、「新型コロナウイルス感染症対策へのご協力の依頼について」を発行し、保護者の皆様に感染症対策のお願いをしたところですが、昨日の知事記者会見において、本県の新型コロナウイルスの感染状況や医療ひっ迫状況等は「国評価レベル2（警戒を強化するレベル）」と発表されました。

このことに伴い、三島市では、コロナ禍における学校教育活動の実施指針である『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』に示されている地域の感染レベルを「レベル1」から「レベル2」に引き上げ、引き続き学校の教育活動における感染症対策を徹底してまいります。

今後の学校の教育活動及び、感染症拡大を予防するための取組については、下記のとおりとします。学校の教育活動を継続していくために、保護者の皆様のご理解とご協力のほど、よろしく申し上げます。

記

1 児童生徒の登校について（地域の感染レベル2及び3の場合）

- ・児童生徒に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪の症状があり、普段と体調が異なる場合には、自宅で休養してください。
- ・児童生徒や同居のご家族に発熱等の風邪症状がなくても、同居のご家族がPCR検査等を受検することとなった場合は、児童生徒を自宅で休養させてください。
- ・同居のご家族に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪の症状があり、普段と体調が異なる場合には、児童生徒には自宅で休養させてください（医師等により新型コロナウイルス感染症でないと判断されている場合を除く）。
 - *昨日の「新型コロナウイルス感染症対策へのご協力の依頼について」では、「同居のご家族に発熱などの風邪の症状がある場合には、状況に応じて、児童生徒を自宅で休養させてください」と記載していましたが、地域の感染レベル2に引き上げたことにより上記のようにお願いします。
- ・児童生徒や同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合は、医療機関を受診するようにお願いします。

※ 上記のいずれの場合も「欠席」とせずに「出席停止」として記録します。

※ 児童生徒または同居の家族等が新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等を受けることになった場合や結果が判明した場合には、学校に必ず連絡してください。

学校の電話受付時間以外に判明した場合は、三島市役所守衛室【電話番号 975-3111（午前8時から午後9時まで）】へ連絡してください。

※ 同居のご家族が「濃厚接触者」に指定された場合は、学校へ連絡してください。

2 健康観察について（地域の感染レベル2及び3の場合）

- ・毎朝（登校前）、児童生徒の検温、健康観察をしてください。
- ・同居のご家族も健康状態を確認してください。

※健康観察アプリ「リーバー」へ毎朝の健康状態の入力を確実にを行うようお願いします。

3 学校の感染症対策について

各小中学校では、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.11.22 Ver.7）』（文部科学省）に従い、引き続き学校の教育活動における感染症対策を徹底していきます。

基本的な感染予防策としては、変異株であっても、従来と同様に、3密（密集・密接・密閉）の回避、会話時のマスクの着用、手洗いなどの徹底が推奨されており、特に、冬季であることを踏まえ、換気の徹底について留意していきます。

4 学習活動について

各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。

児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施します。特にリスクが高い活動については、実施について慎重に検討します。

5 部活動について

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合っで発声したりする活動の実施は慎重に検討します。

6 ご家庭での感染症対策等のお願い

- (1) 感染リスクの高い行為を回避するようにしてください。

児童生徒の下校後や休日等の生活及び友人との遊びについても、ご配慮いただくと幸いです。

- (2) 基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

個人の基本的な感染予防対策は、変異株であっても、3密（密集・密接・密閉）や特にリスクの高い5つの場面の回避、マスクの適切な着用、手洗いなどが有効とされています。

- (3) 感染者・濃厚接触者等に対する差別や偏見、誹謗中傷等は、許されないことであることを、児童生徒と話し合っていただくようお願いします。

担 当 学校教育課指導係
電話番号 983-2671